○関東地方整備局告示第三百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木字薮地八〇七番二から同町大字駒形富士山字上ヤハタ五四〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月二十九日

○関東地方整備局告示第三百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	BA 七・一〇～一〇	七〇・〇〇メートル	
		二二・〇～一九	五二・九四〇キロメートル	
	後	BA 七・一〇～一〇	七〇・〇〇	
		二二・〇～一九	五二・九四〇	
		四・五	四〇・五三四	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年八月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人さいたま住宅検査センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	秋山　昇
変更後	神田　茂

(2)　変更年月日

平成二十三年七月二十七日

○中部地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十九日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡市清水区由比西倉沢字蜂ヶ沢八六〇番四〇から同市清水区由比西倉沢字蜂ヶ沢八七三番六一まで	前	一八・〇～二一・二	〇〇メートル	
	後	二〇・二～二一・二	〇〇キロメートル	
			〇・〇六七	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○四国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十九日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	前	A 八・〇五～	二九・〇〇メートル	
		BC・DE 二五・三〇～二八四・八〇	五・二一キロメートル	
	後	A 八・〇五～	二九・〇〇	
		BC・DE 二五・三〇～二八四・八〇	五・二〇四	
			五・二〇四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十九日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鹿児島市吉野町九八五八番二から同市山下町一四番一まで	前	BA 六・六〇～三七・〇	〇〇メートル	
		一三・五〇～七二・六	〇〇	
	後	BA 六・六〇～三七・〇	〇〇	
		一三・五〇～七〇・二	〇〇	
			四・三四六キロメートル	
			一・四〇四	
			四・三四六	
			一・四〇四	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
串間市大字高松字籠一四八二番三から同市大字高松字籠一四八一番一まで	前	一八・〇～六三・五〇	メートル	
	後	一八・八〇～五三・〇〇	キロメートル	
			〇・一七三	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所